

資料1-1-1

行政改革プログラム

(平成8年12月25日)
(閣議決定)

記

第1 新時代に対応できる簡素で効率的な行政の実現

1 中央省庁改革

(2) 業態間にまたがる金融サービスの出現や金融市場のグローバル化などの新たな金融行政への課題に的確に対応しつつ、市場原理を基軸とした透明な金融行政への転換を図る。そのような観点から、①大蔵省の銀行局及び証券局を金融局（仮称）に統合する、②総理府に民間金融機関等に対する検査及び監督を所掌する国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条に基づく機関として金融検査監督庁（仮称）を設立する等の措置を講ずる。

また、日本銀行の独立性と政策決定の透明性の確保を図るため、日本銀行法（昭和17年法律第67号）の全面的な改正を行う。

これらの改革については、平成10年度（1998年度）に実施することとし、このため、所要の法律案を次期通常国会に提出する。

金融検査監督庁(仮称)設立準備委員会の設置について

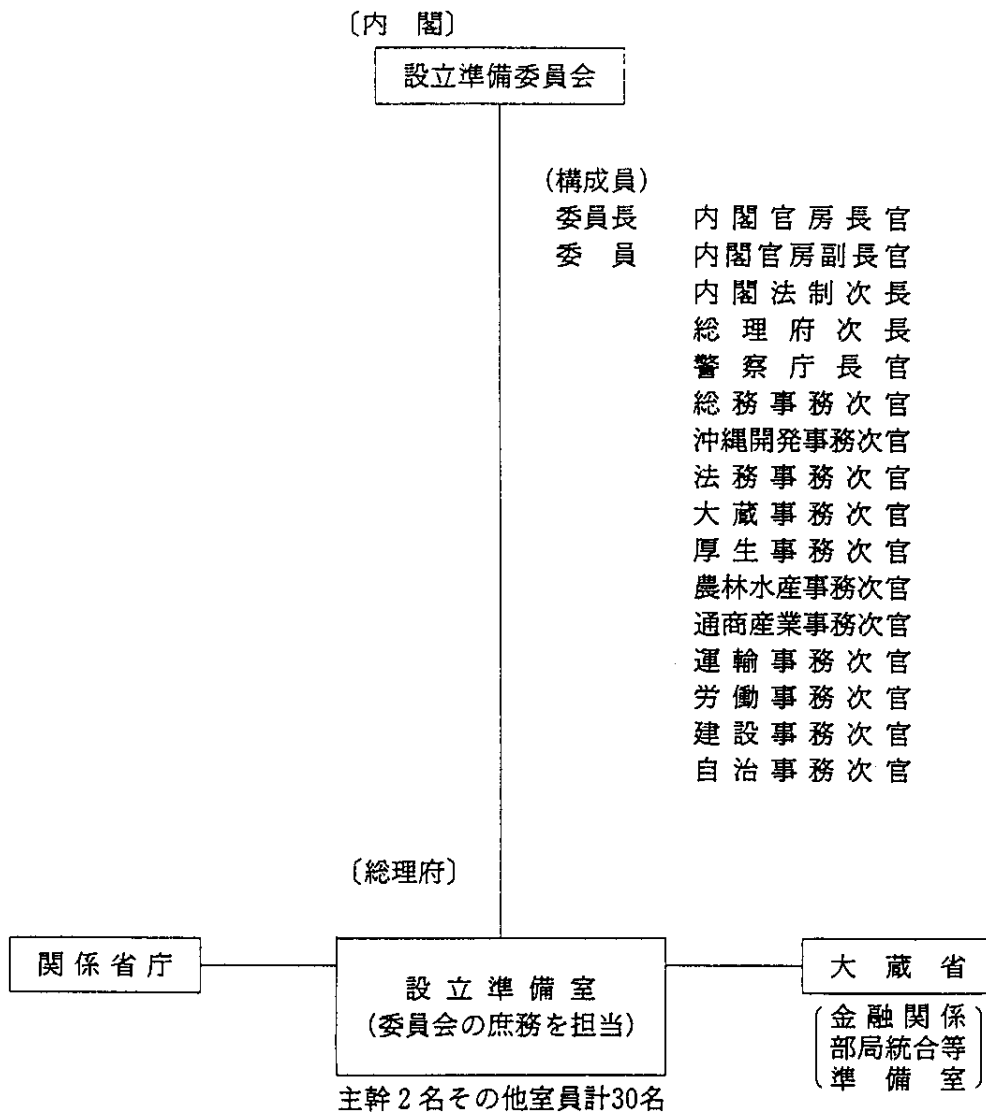
(平成8年12月27日)
閣議了解

1. 「行政改革プログラム」(平成8年12月25日閣議決定)に基づく金融検査監督庁(仮称)設立の準備に当たらせるため、内閣に金融検査監督庁(仮称)設立準備委員会(以下「委員会」という。)を置く。
2. 委員会の構成は、次のとおりとする。ただし、委員長は、必要があると認めるときは構成員を追加することができる。

委員長	内閣官房長官
委員	内閣官房副長官
	内閣法制次長
	総理府次長
	警察庁長官
	総務事務次官
	沖縄開発事務次官
	法務事務次官
	大蔵事務次官
	厚生事務次官
	農林水産事務次官
	通商産業事務次官
	運輸事務次官
	労働事務次官
	建設事務次官
	自治事務次官

3. 委員会の庶務は、内閣総理大臣官房において処理する。

(参考) 金融検査監督庁 (仮称) 設立準備体制



資料1-1-3

「金融検査監督庁（仮称）設立準備委員会の設置について」の
一部改正について

〔平成9年3月11日〕
閣議了解

「金融検査監督庁（仮称）設立準備委員会の設置について」（平成8年12月27日閣議了解）の一部を次のように改正する。

標題中「金融検査監督庁（仮称）設立準備委員会」を「金融監督庁設立準備委員会」に改める。

第1項中「金融検査監督庁（仮称）」を「金融監督庁」に改める。

最終報告（抜粋）

平成9年12月3日
行政改革会議

II 内閣機能の強化

4 内閣及び内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化

(3) 内閣府

② 組織の在り方

オ 外局

防衛庁、国家公安委員会及び金融監督庁を置く。

⑩ 内閣府に置かれる外局

ウ 金融監督庁

- 金融監督庁の名称、任務等については、今後検討する。
- 現行の各省共管とされている金融検査・監督業務については、金融監督庁に一元化する。
- 現行の大蔵省等との共同省令を廃止し、単独省令化する。

III 新たな中央省庁の在り方

2 省の編成

(3) 具体的編成

④ 財務省

ア 任務・行政目的

- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

イ 主要な行政機能

- ・ 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、今後検討。

ウ 機能・政策の在り方の見直し

b 金融制度改革の推進

- 「金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案」については、今後検討。

（内閣府の基本的な性格及び任務）

第十条 内閣府は、内閣に、内閣総理大臣を長とする行政機関として置かれるものとし、内閣官房を助けて国政上重要な具体的事項に関する企画立案及び総合調整を行い、内閣総理大臣が担当することがふさわしい行政事務を処理し、並びに内閣総理大臣を主任の大臣とする外局を置く機関とするものとする。

6 金融庁は、内閣府に、その外局として置くものとし、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえ、金融監督庁を改組して編成するものとする。

一 国内金融に関する企画立案（第二十条第八号に定めるところにより財務省が担うものを除く。）を担うこと。

二 金融については、基本的に市場の自主性及び自律性にゆだね、行政の関与は必要最小限のものに限ること。

三 金融監督庁が各省と共同で所管している金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁に一元化すること。

四 関係法律に基づく命令の立案に関する事務で金融監督庁と大蔵省等とが共同で所管しているものについては、できる限り単独で所管すること。

五 金融庁の地方組織の在り方について検討すること。

8 内閣官房長官は、内閣府（防衛庁及び国家公安委員会を除く。）の事務を統轄し、その職員の服務を統督するものとする。

(担当大臣)

第十一条 内閣府の任務のうち国政上重要な特定の事項に関する企画立案及び総合調整について、国務大臣に、これを担当させることができるものとする。この場合において、当該国務大臣に強力な調整のための権限を付与するとともに、併せて、当該国務大臣がその任務を円滑に遂行することができるようにするため、関係する国の行政機関の間における協議及び調整の仕組みを整備するものとする。

2 沖縄対策及び北方対策については、前項の国務大臣に担当させるものとする。

3 金融庁が所管する事項については、第一項の国務大臣に担当させるものとする。

(内閣府の組織の在り方)

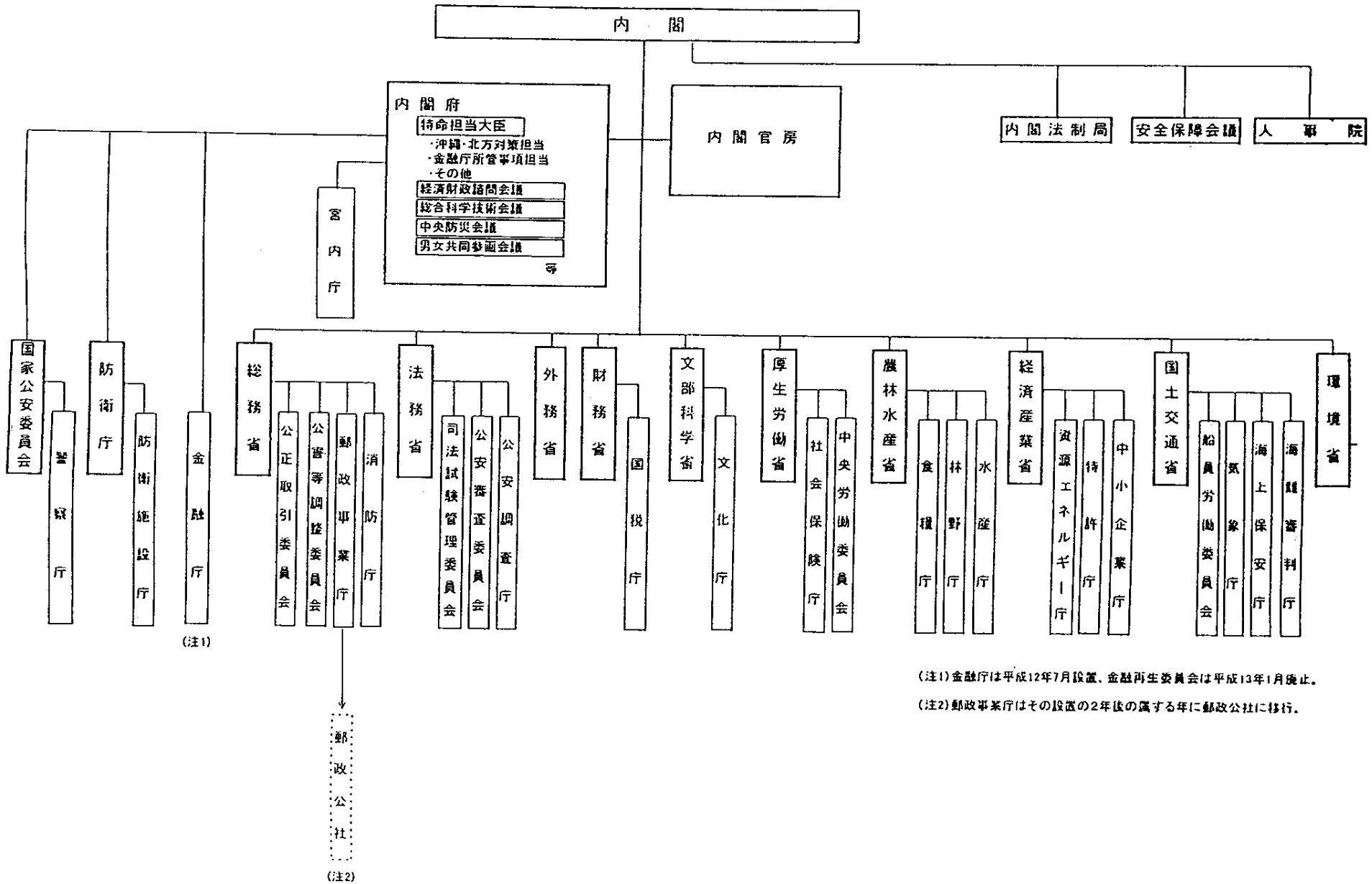
第十二条 (略)

4 金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する重要事項を審議するため、内閣府に、内閣総理大臣、財務大臣、前条第三項の担当大臣、金融庁長官、日本銀行総裁等によって構成される合議制の機関を置くものとする。

(財務省の編成方針)

第二十条 財務省は、次に掲げる機能及び政策の在り方を踏まえて編成するものとする。

八 金融破綻処理制度ないし金融危機管理に関する企画立案については、その範囲を明確に定めるとともに、これに配置する職員の数は、必要最小限のものとする。



金融庁の概要

1. 平成13年1月（全体の中央省庁等改革時）

○ 金融庁の設置

金融再生委員会を廃止し、内閣府設置法第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、金融庁を設置する。

（金融庁設置法案第二条第一項）

（注）「第四十九条第三項の規定」は、委員会及び庁の設置に関する規定。

○ 特命担当大臣の設置

金融庁の所管事項を担当する特命担当大臣を、全体の中央省庁再編時以降、設置することとする（必置）。

（参考）内閣府設置法案

第十一条 第四条第一項第十五号及び第三項第五十九号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

（注）「第四条第一項第十五号及び第三項第五十九号に掲げる事務」は、金融庁の所掌事務等。

「第九条第一項の規定」は、特命担当大臣の設置根拠規定。

○ 金融庁の任務

金融庁は、我が国の金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務とする。

（金融庁設置法案第三条）

○ 金融庁の所掌事務（抜粋）

- ・ 国内金融に関する制度の企画及び立案に関すること。
- ・ 民間金融機関等の行う国際業務に関する制度の企画及び立案に関すること。
- ・ 企業会計の基準の設定その他企業の財務に関すること。
- ・ 公認会計士、会計士補及び監査法人に関すること。
- ・ 預金保険機構及び農水産業協同組合貯金保険機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ・ 保険契約者保護機構の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ・ 投資者保護基金の業務及び組織の適正な運営の確保に関すること。
- ・ 民間金融機関等の検査その他の監督に関すること。

等

(注) 「民間金融機関等」とは、次のとおり。

- イ 銀行業、信託業又は無尽業を営む者、ロ 銀行持株会社、・・・
- ホ 生命保険業又は損害保険業を営む者、リ 証券業を営む者、・・・
- ワ 証券取引所、・・・ ソ 貸金業を営む者、・・・

○ 金融庁に置かれる審議会等

- ・ 証券取引等監視委員会
- ・ 金融審議会
- ・ 自動車損害賠償責任保険審議会
- ・ 公認会計士審査会
- ・ 企業会計審議会

(注) 上記のほか、金融再生委員会の事務の金融庁への移管にあわせ、株価算定委員会が時限的に金融庁に設置される。

○ 金融庁の内部部局

金融行政の重要性等から金融庁の事務を掌理させるために特命担当大臣を置くことにかんがみ、金融庁に、「総務企画局（仮称）」、「検査局（仮称）」、「監督局（仮称）」の3局を設置することとする。

（中央省庁等改革の推進に関する方針）

○ 金融危機対応会議の設置

内閣府に、特別の機関として、「金融危機対応会議」を設置する。

(参考) 内閣府設置法案

第四十条 本府に、…金融危機対応会議を置く。

第四十二条 金融危機対応会議は、内閣総理大臣の諮問に応じ、金融機関等の大規模かつ連鎖的な破綻等の金融危機への対応に関する方針その他の重要事項について審議し、及びこれに基づき関係行政機関の施策の実施を推進する事務をつかさどる。

二 会議は、議長及び第四項各号に掲げる議員をもって組織する。

三 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

四 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 第十一条の特命担当大臣

三 金融庁長官

四 財務大臣

五 日本銀行総裁

五 議長は、必要があると認めるときは、…関係大臣その他の関係行政機関の長を、…臨時に会議に参加させることができる。

II. 平成12年7月（金融庁設置時）

○ 金融庁の設置

全体の中央省庁等再編（平成13年1月）に先行して、金融再生委員会に、金融監督庁を改組して金融庁を置くこととする。

（金融再生委員会設置法案第十六条）

○ 所掌事務の整備

国内金融に関する制度の調査、企画及び立案等を金融再生委員会の所掌事務とした上で、金融庁に委任する。（このうち金融破綻処理制度及び金融危機管理に関するものについては、金融再生委員会の権限として残る。）

平成11年4月27日
中央省庁等改革推進本部決定

V 内閣府設置法案関連

7. 内閣府の外局である金融庁については、次の点に留意する。

(1) 金融行政の重要性等から金融庁の事務を掌理させるために特命担当大臣を置くことにかんがみ、法律において官房及び局の数の上限を3と定めた上で、中央省庁等改革の趣旨を踏まえつつ、金融庁に3局を設置することとする。

これらの局の名称については、概ね「総務企画局（仮称）」、「検査局（仮称）」、「監督局（仮称）」とし、他府省の官房及び局の名称の確定と併せ、各府省等の設置法制定後、組織令の検討等の中で速やかに確定することとする。

(2) 金融に関する検査及び監督の業務については、金融庁は、その任務である金融の機能の安定の確保等の観点から、共管とされている他省は、それぞれに固有の行政目的を達成する観点から、これを行うとの考え方の下、金融庁による検査・監督の在り方を見直し、法令上も所要の措置を図ることとする。

VII 各省等設置法案関連

(5) 財務省は、健全な財政の確保、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保の任務を遂行する観点から行う金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画及び立案を行うものとして、金融企画局は廃止し、財務省の関係職員の数が必要最小限度とすること、

また、国内金融に関する制度の企画及び立案、民間金融機関等の行う国際業務に関する制度の企画及び立案は、金融庁の所掌事務とすること、

VIII その他

第1 今後の法案立案作業

(2) 今回提出する法案及び関係作用法の整備法案は、基本的に、一括して平成13年1月に施行することを予定しており、関係作用法の整備法案立案に併せて、必要な法律上の措置を講ずることとする。

なお、金融庁の設置は平成12年7月、金融再生委員会の廃止は関係作用法の整備法案等の施行と併せ平成13年1月を予定しており、関係作用法の整備法案の立案に併せて、必要な法律上の措置を講ずることとする。

金融行政機構の推移



(注) ○は単独所管事務、△は共管事務を示す。

金融監督庁発足時の記者会見における長官発言骨子

。（総理、官房長官からのご指示とそれを踏まえての金融監督庁運営の基本的考え方）

金融監督庁長官を拝命するに当たり、総理からは、「事前指導的な行政から事後チェック重視型の行政への転換を図り、公正で透明な金融行政を実現すること、あわせて、職員モラルの保持に万全を期し、金融行政に対する内外の信頼の回復に努めること、また、現下の金融情勢にかんがみ、金融監督当局として、金融機関の不良債権処理の促進に万全を期すること」とのご指示があった。

また、官房長官からは、本日はお目にかかれなかったが、「検査・監督を専門的に行う独立の行政機関として、その機能を十全に発揮すべく、検査・監督体制について計画的な整備を図ること」とのご指示が別途あった。

以上のご指示を踏まえ、今後の金融監督庁の運営に当たっては、以下の5点を柱としたいと考えている。

第1は、明確なルールに基づく「公正で透明な金融監督の確立」である。

第2は、このような金融監督の基本となる「厳正で実効性ある検査の実施とモニタリングの充実」である。

第3は、「海外の金融検査監督当局等との連携強化」である。

第4は、「専門性の向上と高いモラルの保持」である。

第5は、「検査・監視・監督体制の計画的な整備」である。

以下、これらの点につき補足的なコメントを加えたい。

1点目の「公正で透明な金融監督の確立」は、自己責任原則の徹底と市場規律重視を基本として、極力、裁量的なもの、不透明なものを排除して、

金融監督を行うということである。そのためにはまず、監督当局として責任を持って監督すべき守備範囲を明確にする必要がある。その上で、その範囲内においては、検査やモニタリングから得られる情報に基づき、早期是正措置をはじめ、明確なルールによる監督を行わなければならない。また、たとえば法令解釈等の照会に文書で回答し、その内容を一般に公表するというようなことを含め、行政の透明性を高めるための方策を具体的に研究してみたい。

2点目の「厳正で実効性ある検査の実施とモニタリングの充実」は、総理からご指示のあった事後チェック重視型行政への転換を図るための大前提である。早期是正措置の導入に対応して、金融検査の基本的あり方を抜本的に改め、新検査方式が定められたところであるが、今後とも金融の新しい流れに即応して検査手法の不断の見直し・向上を図るとともに、民間専門家の登用、海外の主要金融検査監督当局との人事交流等を通じ、検査官の育成と検査機能の充実・強化を図ることが重要である。

また、国際的な金融監督の潮流をも踏まえ、オンサイトの検査に加えて、検査後における改善状況のフォローアップや財務諸表等の継続的な分析といったオフサイトのモニタリング機能が重要と考えており、従来手薄であったこうした機能の充実に努めなければならないと考えている。

3点目の「海外の金融検査監督当局等との連携強化」は、金融取引のグローバル化という状況に適切に対応するために、極めて重要なことであり、バーゼル委員会やIOSCO（証券監督者国際機構）等における国際的な議論に主体的に参画していくことはもとより、海外金融検査監督当局との間での情報交換の枠組みの整備にも努めてまいりたいと考えている。

さらに、金融犯罪の防止に向けた国際的な取組みについては、サミットにおいても合意されているものであり、我が国として積極的な貢献を図ってまいりたいと考えている。このため、金融犯罪の防止のための日本版FIUを、組織的犯罪処罰法案の成立・施行を待って金融監督庁に設置することとしているが、これに先立ち本日付で、FIUの設立準備と国際会議への対応等を担当する特定金融情報管理体制等検討準備室を長官官房に設置することとしたところである。

4点目の「専門性の向上と高いモラルの保持」は、総理のご指示にもあ

るとおり、検査・監視・監督を専門的に行う行政機関として、我が国金融行政に対する内外の信頼の回復を図る上で不可欠なことである。職員の専門能力向上のための研修や、服務監察を含め高いモラルを保持するための方策に、真剣に取り組んでまいりたい。

5点目の「検査・監視・監督体制の計画的な整備」は、官房長官のご指示にもあるとおり、金融の検査・監視・監督を専門的に行う官庁として、責任をもって金融行政を担い、内外の信頼を確保する上で極めて重要なことである。

我が国の検査・監視・監督体制は、これまでの関係者の努力もあって、金融監督庁の403人に財務局の検査・監視・監督要員約1,100人を加えて合計約1,500人となっている。しかし、市場の自由度が高いといわれる米国の体制と比べてまだまだ貧弱であるとのことご批判は素直に受け止めなければならないと思う。また、職員数の面だけでなく機構の面でも、組織全体として実効性の高い態勢になっているかどうか、検討すべき点も少なくないと思う。

こうした体制の不備が、我が国金融システムの安定性に対する懸念の一因となりうるとすれば、看過しがたいところである。定員の大幅増を含む体制の抜本的な整備ということは、従来の行政の感覚からするとなかなか難しいことなのかもしれないが、事後チェック重視型の公正・透明な行政を責任をもって担うための体制整備であり、官邸・与党のご指導を賜りつつ、是非とも国民各位のご理解を得て、検査・監視・監督体制の計画的な整備を図ってまいりたいと考えている。

以上、初代長官を拝命するにあたり、自らに重い宿題を課すつもりで申し上げた。また、先刻の職員に対する訓辞でも大要以上のようなことを申し述べた。

これら5本の柱に沿って、金融監督庁の運営を行っていくこととなるが、現下の金融情勢における喫緊の課題は、総理のご指示にもある金融機関の不良債権問題であると考えている。これについては、政府与党挙げての真剣な取り組みが行われているところであるが、金融監督庁としても、金融機

関による不良債権の早期処理に向けて、金融監督当局として適切に対応してまいりたいと考えている。

・（職員人事について）

次に、この機会に金融監督庁の職員人事についての考え方を述べておきたい。

金融監督庁の職員については、民間金融機関に対する検査・監督等の業務を的確に遂行して国民に信頼される金融行政を実施していくとの観点から、望ましい人材を確保したところである。

具体的には、金融監督庁には当然のことながら金融行政経験の豊かな人材を確保する必要があり、大蔵省において検査・監督事務に従事してきた職員等の中から多数任用しているが、同時に、公認会計士など、民間の専門家の登用や大蔵省以外の省庁との大幅な人事交流の実施など、幅広い分野からの人材確保に配意したところである。

民間からの人材登用については、私が金融監督行政を実施していくにあたって、ご指導、ご助言をいただくための顧問（非常勤）を、経済学者、法曹界、会計専門家、経済界等の各分野の有識者に委嘱したほか、若手の公認会計士5名を検査官に、また、新進気鋭の商法専攻の大学教授1名を非常勤の検査部参事に登用したところである。大蔵省以外の省庁との人事交流については、13省庁から30名程度の受入れ規模となっている。

また、金融監督庁の中樞を担う幹部職員である、次長、検査部長、監督部長、監視委員会の事務局長及び事務局次長の5名については、経歴等から最もふさわしいと思う者を任用すべく意を用いたところであり、事務局次長は裁判所出身、それ以外の4人は大蔵省出身である。これら大蔵省出身の幹部職員の今後の人事については、将来の話でもあり、また、もとより人事は適材適所を基本とするところであるが、各人には金融監督庁の中樞を担うべき幹部職員として金融監督庁に骨を埋める覚悟で使命感を持って仕事に取り組んでもらいたいと考えている。

なお、新規採用についても積極的に進めてまいりたいと考えており、採

用に向けて体制も整えてあるので、熱意のある諸君の応募を期待している。

．（決意）

以上、金融監督庁運営の基本的な考え方と職員人事についての考え方を申し述べたが、最後に決意を表明させていただく。

総理の掲げられた金融システム改革の3原則であるフリー・フェア・グローバルは、金融監督行政の理念そのものでもありと考えている。先程述べた5つの柱を基本として、かかる理念を実現すべく、最善を尽くす決意であるので宜しくをお願いしたい。

(1) 財務局長会議

- ・第1回会合（平成10年7月17日（金））
- ・第2回会合（平成10年9月17日（木））
- ・第3回会合（平成11年2月4日（木））
- ・第4回会合（平成11年4月23日（金））

(2) 理財部長会議

- ・第1回（平成10年10月13日（火））
- ・第2回（平成11年3月10日（水））

(3) 金融監督関係課長会議

- ・第1回（平成10年11月5日（木）及び6日（金））
- ・第2回（平成11年5月20日（木）及び21日（金））

(4) 金融検査関係課長会議

- ・第1回（平成10年7月29日（水））
- ・第2回（平成11年1月22日（金））

資料3 - 3 - 2 金融監督庁幹部による地方講演会の開催状況

日 程	主催財務局等	講 師
11年 1月11日	近畿財務局	日野 金融監督庁長官
1月12日	東海財務局	日野 金融監督庁長官
1月18日	東北財務局	五味 金融監督庁検査部長
1月19日	中国財務局	乾 金融監督庁監督部長
1月19日	北海道財務局	五味 金融監督庁検査部長
1月22日	福岡財務支局	浜中 金融監督庁次長
5月28日	四国財務局	浜中 金融監督庁次長
5月31日	九州財務局	木下 金融監督庁長官官房企画課長
6月10日	沖縄総合事務局	内村 金融監督庁検査部検査総括課長
6月11日	北陸財務局	小手川 金融監督庁監督部監督総括課長

資料3 - 4 - 1 この1年間の研修の開催実績

研修名	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
証券検査基礎実務研修	初めて証券検査に従事する者を対象に、証券取引検査官等としての必要最低限の基礎知識を付与すること	新任の証券取引検査官等	金融監督庁 1名 証券取引等監視委員会 6名 財務局 38名 計 45名	平成10年7月21日～7月31日 実質 9日間	検査実務、審査実務、証券取引法 証券取引所規則、事例研究
強制調査実務研修	初めて強制調査に従事する者を対象に、証券取引特別調査官としての必要最低限の基礎知識を付与すること	新任の証券取引特別調査官等	証券取引等監視委員会 13名 財務局 14名 計 27名	平成10年7月21日～7月31日 実質 9日間	犯則調査実務、市場調査、刑法、 刑事訴訟法、証券取引法、証券取引所規則
金融事務研修	財務局の金融監督事務に従事する者を対象に、必要な専門知識を付与すること	財務局の金融事務担当調査官等	財務局 45名	平成10年10月5日～10月9日 実質 5日間	行政手続法、金融行政上の諸問題 預金保険制度、デリバティブ取引 事例研究、公務員倫理
証券事務研修	財務局の証券監督事務に従事する者を対象に、必要な専門知識を付与すること	財務局の証券事務担当調査官等	財務局 25名	平成10年10月26日～10月29日 実質 4日間	行政手続法、証券行政上の諸問題 証券市場、デリバティブ取引、 事例研究、公務員倫理
英会話外部委託研修	外部の専門研修機関に委託した研修において、海外監督当局者との折衝等に必要の語学を習得させる	今後、海外監督当局者との折衝等が予定される職員	金融監督庁 5名	平成10年10月～11年1月 平成11年1月～11年3月 平成11年4月～11年6月 3か月間 (週2日2時間程度)	英会話

研修名	目的・内容	対象	参加人数	日程	主な研修科目
新規採用職員 研修（種）	国家公務員及び金融監督 庁の職員として必要最低 限の知識を付与する	新規採用職員	金融監督庁 5名	平成11年4月2日～4月16日 実質 7日間	銀行法、証券取引法、財務諸表論 金融の基礎知識、公務員倫理
新規採用職員 研修 （・種）	国家公務員及び金融監督 庁の職員として必要最低 限の知識を付与する	新規採用職員	金融監督庁 9名	平成11年4月2日～5月18日 実質 29日間	銀行法、証券取引法、財務諸表論 簿記、英会話、公務員倫理

その他金融検査に関する研修については、資料17-3-1参照

資料3 - 5 - 1 長官会見、次長会見

【長官会見】

- 10. 6.22 (月) 初会見
- 10. 6.22 (月) 各社別会見
- 10. 6.26 (金) 住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併構想について
- 10. 7. 2 (木) 松永大蔵大臣・日野長官共同会見 (金融再生トータルプラン)
- 10. 7.21 (火) 定例
- 10. 8.21 (金) 住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併について
- 10. 8.25 (火) 定例
- 10. 9.22 (火) 定例
- 10.10.20 (火) 定例
- 10.10.23 (金) 日本長期信用銀行について
- 10.11.17 (火) 定例
- 10.12.13 (日) 日本債券信用銀行について
- 10.12.22 (火) 定例
- 11. 1.19 (火) 定例
- 11. 2.23 (火) 定例
- 11. 3.23 (火) 定例
- 11. 4.20 (火) 定例
- 11. 5.18 (火) 定例
- 11. 6. 4 (金) 東邦生命保険相互会社について

初会見 : 1回

各社別会見 : 1回

定例会見 : 11回

緊急会見 : 6回

合計 19回 (10.6.22 ~11.6.21 までの間)

【次長会見】（全て「定例会見」）

10. 7.14(火)	11. 1.26(火)
10. 7.28(火)	11. 2. 2(火)
10. 8. 4(火)	11. 2. 9(火)
10. 9. 1(火)	11. 2.16(火)
10. 9. 8(火)	11. 3. 2(火)
10. 9.29(火)	11. 3. 9(火)
10.10. 6(火)	11. 3.16(火)
10.10.13(火)	11. 3.30(火)
10.10.27(火)	11. 4. 6(火)
10.11.10(火)	11. 4.13(火)
10.11.24(火)	11. 4.27(火)
10.12. 1(火)	11. 5.11(火)
10.12. 8(火)	11. 5.25(火)
10.12.15(火)	11. 6. 1(火)
11. 1. 5(火)	11. 6. 8(火)
11. 1.12(火)	11. 6.15(火)

合計 32回(10.6.22~11.6.21までの間)

【報道発表】

- 10. 6.22 金融監督庁発足時の記者会見における長官発言骨子
- 10. 6.26 住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併構想について - 長官談話 -
- 10. 7. 2 日米保険協議について - 長官談話 -
- 10. 7.13 いわゆるコンピュータ西暦2000年問題への金融機関等の対応状況に係る報告命令の発出について
- 10. 7.16 金融検査マニュアル及びチェックリストの整備に向けて
- 10. 7.17 リスク管理債権等の状況について（10年3月末）
- 10. 7.31 一連の贈収賄事件に係る金融機関に対する行政上の措置について - 長官談話 -
- 10. 8.14 証券会社に対する証券業免許の付与について
- 10. 8.21 住友信託銀行と日本長期信用銀行の合併について - 長官談話 -
- 10. 8.25 「コンピュータ2000年問題に関する金融検査におけるチェックリスト（改訂版）」の公表について
- 10. 8.25 「金融検査マニュアル検討会」第1回会合の開催について
- 10. 8.26 コンピュータ2000年問題に関する金融検査について
- 10. 8.28 平成11年度概算要求について
- 10. 8.31 証券会社に対する証券業免許の付与について
- 10. 8.31 事務ガイドラインの一部改正について
- 10. 9. 7 コンピュータ西暦2000年問題への対応について（平成10年6月末）
- 10. 9. 8 「金融検査マニュアル検討会」第2回会合の開催について
- 10. 9.11 金融機関に関する苦情相談窓口の周知等について
- 10. 9.22 「金融検査マニュアル検討会」第3回会合の開催について
- 10. 9.30 投信投資顧問会社に対する委託会社の免許について
- 10.10. 1 コンピュータ2000年問題に関する金融検査に従事する非常勤職員の採用について
- 10.10. 6 「金融検査マニュアル検討会」第4回会合の開催について
- 10.10.20 「金融検査マニュアル検討会」第5回会合の開催について
- 10.10.23 日本長期信用銀行について - 長官談話 -
- 10.11. 5 「金融検査マニュアル検討会」第6回会合の開催について
- 10.11. 9 在日外国銀行支店に対する銀行業免許の付与について
- 10.11.17 事務ガイドラインの一部改正について
- 10.11.18 「金融検査マニュアル検討会」第7回会合の開催について
- 10.11.24 委託会社に対する免許の付与について
- 10.11.24 証券会社に対する証券業免許の付与について
- 10.11.25 「金融検査マニュアル検討会」第8回会合の開催について
- 10.11.27 在日外国銀行支店に対する銀行業免許の付与について
- 10.11.27 証券会社に対する証券業免許の付与について
- 10.11.27 日証金信託銀行に係る銀行業免許及び信託兼営認可について

- 10. 11. 30 委託会社に対する免許の付与について
- 10. 11. 30 ドレスナー・クラインオート・ベンソン証券会社東京支店に対する行政処分について
- 10. 11. 30 外国証券会社に対する証券業免許の付与について
- 10. 12. 1 事務ガイドラインの一部改正について
- 10. 12. 2 「金融検査マニュアル検討会」第9回会合の開催について
- 10. 12. 9 「金融検査マニュアル検討会」第10回会合の開催について
- 10. 12. 9 しんきんアセットマネジメント投信株式会社に対する証券投資信託委託業の認可について
- 10. 12. 11 在日外国銀行支店に対する銀行業免許の付与について
- 10. 12. 11 「金融検査マニュアル検討会」第11回会合の開催について
- 10. 12. 13 日本債券信用銀行について - 長官談話 -
- 10. 12. 15 非常勤職員の採用について
- 10. 12. 16 「金融検査マニュアル検討会」第12回会合の開催について
- 10. 12. 18 「金融検査マニュアル検討会」第13回会合の開催について
- 10. 12. 18 保険契約及び保険金支払の見直しについて
- 10. 12. 18 コンピュータ西暦2000年問題への対応について（平成10年9月末）
- 10. 12. 22 金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」について
- 10. 12. 22 「金融検査マニュアル検討会」第14回会合の開催について
- 10. 12. 25 主要行（17行）に対する検査・考査結果について
- 10. 12. 25 「借り過ぎにご注意！」
- 11. 1. 18 内外からの規制緩和要望等に対する検討状況（中間公表）
- 11. 1. 19 「金融検査マニュアル検討会」第13・14回会合の議事要旨について
- 11. 1. 22 リスク管理債権等の状況について（10年9月末）
- 11. 1. 29 事務ガイドライン（保険会社関係）の一部改正について
- 11. 2. 17 第105回自動車損害賠償責任保険審議会の開催について
- 11. 2. 23 金融検査マニュアル検討会「中間とりまとめ」に対するご意見の公表について
- 11. 2. 26 「金融検査マニュアル検討会」第15回会合の開催について
- 11. 3. 3 証券取引法の弊害防止措置の見直しにあたっての基本的方向性について
(パブリック・コメント)
- 11. 3. 3 「金融検査マニュアル検討会」第16回会合の開催について
- 11. 3. 4 第105回自動車損害賠償責任保険審議会議事概要について
- 11. 3. 8 「金融検査マニュアル検討会」第17回会合の開催について
- 11. 3. 11 「金融検査マニュアル検討会」第18回会合の開催について
- 11. 3. 12 コンピュータ西暦2000年問題への対応について（平成10年12月末）
- 11. 3. 17 「金融検査マニュアル検討会」第19回会合の開催について
- 11. 3. 18 「金融検査マニュアル検討会」第20回会合の開催について
- 11. 3. 25 弊害防止措置の見直しについて
- 11. 3. 25 「金融検査マニュアル検討会」第21回会合の開催について
- 11. 3. 30 「金融検査マニュアル検討会」第22回会合の開催について
- 11. 3. 30 規制緩和推進3か年計画の改定について

- 11. 3.31 証券会社の自己資本規制の見直しにあたっての基本的方向性について
(パブリック・コメント)
- 11. 3.31 事務ガイドラインの一部改正について
- 11. 4. 5 「金融検査マニュアル検討会」第23回会合の開催について
- 11. 4. 5 非常勤職員の募集について
- 11. 4. 7 「金融検査マニュアル検討会」第24回会合の開催について
- 11. 4. 8 金融検査マニュアル検討会「最終とりまとめ」について
- 11. 4. 9 リスク管理モデル研究会の開催について
- 11. 4.11 国民銀行について - 長官談話 -
- 11. 4.12 国民銀行の検査結果について
- 11. 4.16 預金取扱金融機関及び保険会社の自己資本比率規制等に関する告示について
(パブリック・コメント)
- 11. 4.21 「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」の概要並びに同法に基づく政令案及び命令案等の概要の公表について (パブリック・コメント)
- 11. 4.21 「金融検査マニュアル検討会」第23回・24回会合の議事要旨について
- 11. 4.30 証券会社の自己資本規制の見直しについて
- 11. 5.11 自動車損害賠償責任保険審議会懇談会 (平成11年4月22日開催) 議事概要について
- 11. 5.18 「金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律」に基づく政令案及び命令案等のパブリック・コメントに対する回答の公表について
- 11. 5.19 事務ガイドライン (金融会社関係) の一部改正について
- 11. 5.20 預金取扱金融機関及び保険会社の自己資本比率規制等に関する告示について
- 11. 5.22 幸福銀行について - 長官談話 -
- 11. 5.22 幸福銀行の検査結果について
- 11. 5.24 保険商品に係る届出制の拡大について (パブリック・コメント)
- 11. 5.31 事務ガイドライン (保険会社関係) の一部改正について
- 11. 6. 3 個別行に係る報道について (東京相和銀行にかかる検査報道)
- 11. 6. 4 東邦生命保険相互会社について - 長官談話 -
- 11. 6. 5 東邦生命保険相互会社に対する保険管理人による業務及び財産の管理命令等について
- 11. 6. 8 金融機関の業務に関するリスク関連資料に係る報告命令の発出について
- 11. 6.10 コンピュータ西暦2000年問題への対応について
- 11. 6.12 東京相和銀行について - 長官談話 -
- 11. 6.12 東京相和銀行の検査結果について
- 11. 6.17 パリバ投資顧問株式会社に対する行政処分について

合計 101件 (10.6.22~11.6.21 までの間)

【国際機関関係の発表】

- 10. 9. 2 デリバティブおよびトレーディングに関し監督上必要とする情報を収集する際の枠組み
- 10. 9.22 バーゼル委員会がオペレーショナル・リスク管理のサーベイ結果を公表
- 10. 9.22 バーゼル委員会が「銀行組織における内部者管理体制のフレームワーク」を公表
- 10. 9.22 バーゼル委員会が銀行の透明性に関する指針を公表
- 10.10.15 バーゼル委員会が貸出金の評価、貸倒引当金および信用リスクの開示に関する協議用ペーパーを公表
- 10.10.27 自己資本の基本的項目 (Tier 1) としての発行が適格な資本調達手段
- 10.11.30 バーゼル銀行監督委員会及びIOSCOによる銀行、証券会社のトレーディング及びデリバティブ取引に関する1997年のディスクロージャー状況の調査結果
- 11. 1.28 銀行とレバレッジの高い業務を行う機関との取引
- 11. 2.18 金融コングロマリットに関するジョイント・フォーラムによる金融コングロマリットの監督に関する資料
- 11. 2.24 バーゼル銀行監督委員会及びIOSCOによる銀行、証券会社のトレーディング及びデリバティブ取引に関するパブリック・ディスクロージャーに関する提言
- 11. 4.21 バーゼル銀行監督委員会による信用リスクモデル：現状とその活用
- 11. 6. 3 新たな自己資本充実度の枠組みに関する市中協議ペーパー

合計 12 件 (10.6.22 ~ 11.6.21 までの間)

【論(解)説委員との懇談会】

- 10.11.16 緊急経済対策について
- 11. 6.28 金融監督庁発足一年の活動状況と今後の課題